

令和8年 第1回美浜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月29日(木) 午後1時30分から(協議会終了後)

2. 場 所 美浜町役場 3階 議会会議室

3. 出席委員(11名)

委員	1番	松下	勝美
委員	2番	山本	和美
委員	3番	大塩	友之
委員	4番	軍場	康代
委員	5番	高木	宏和
委員	6番	由利	博
委員	7番	山本	光雄
委員	8番	浅妻	孝彦
委員	9番	大野	克弥
委員	10番	山本	文昭
会長	11番	中村	博昭

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見について

6. 美浜町農業委員会事務局職員

事務局長	武田 喜孝
次長	畠中 隆之
書記	浜野 裕介

7. 会議内容

【開会宣言】

事務局長

それでは、令和8年第1回美浜町農業委員会を開催させていただきます。

本日は全農業委員に出席をいただきましたので、美浜町農業委員会総会議規則第8条の規定により、本総会が成立をいたしましたことをここにご報告させていただきます。

それでは、中村会長よりご挨拶をいただきます。

農地取得後の■■さんの経営面積は、当該農地のみの 537 m²となります。

営農については、大根、トマト、ネギを作付けする計画であり、取れた野菜は、■■区には、古民家を使った料理教室を開業し、そこで使用すると伺っています。農作業の従事状況においては、農地を所有していないものの、■■区の農家である■■■■さんの家族として 10 年手伝いをした経験があると伺っています。年齢、経営面積的に、農作業に係る労働力としては、不可能ではないと思われま。

農機具については、耕運機、草刈り機をこれから購入・所有するとのことです。その他の農地法 3 条の許可要件である自宅から農地までの距離は約 14 k m 程度であり、職場への通勤と同義であるため、問題はありませ。

調査担当委員は高木委員です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。議案内容について、調査担当委員の高木委員、補足説明がありましたらお願ひします。

高木委員

事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございます。以上で事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませ。

桃井委員

2 番目の写真ですが、倉庫の隣りですか？

事務局

農地の場所ですが、住宅地図を見てもらいますと、倉庫と書いてあるところの真横に L 字の農地があると思ひます。こちらの申請となっております。こちらすべて所有者が同じ人で住宅地図の場所②の矢印の左側の■■さんと書いてあるところで料理教室をされるとのことです。倉庫につきましても同じ方の所有です。

桃井委員

②に隣接する農地は、別の所有者ですか？

事務局

こちらと同じ方だっと思ひますが、今回の申請には含まれていませ。

桃井委員

わかりました。

議長

他に何かございませ。

ないようございませるので、採決をしたいと思います。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請その 2 につきまして、原案の通り本委員

ありがとうございます。以上で事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

議長

ひとまず一時転用として申請し、3月頃から土砂を受け入れるということですが、一時転用期間というのは、「開発行為ができるまで」と「1年間」のどちらですか。

事務局

申請は1年間であげていますが、期限までに事業変更申請により、永久転用許可を目指したいと伺っています。

議長

それでは、採決をしたいと思います。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請その5につきまして、原案の通り本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第2号その5については原案の通り、本委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達する事に決定いたします。

続きまして、日程第3 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見についてを議題と致します。

議案内容について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見について説明させていただきます。資料No.2をご覧ください。

今回の内容は、3月末期限を迎える、5年又は10年前の農地中間管理事業の他、法改正で廃止となった農業経営基盤強化促進法により、同じく3月末に期限を迎える相対契約について、農地中間管理機構を通じて、再度、権利設定する計画となっております。

今回は、約79万㎡が終期を迎え、再設定を約48万㎡行い、再設定しない農地が約31万㎡となります。

再設定しない農地には、耕作者がいなくなった農地の他に、書類・契約内容整理のため今回のタイミングでは更新しない農地が約10万㎡含まれていることを補足させていただきます。

結果、今回の利用権設定による集積率は、前回と比べ、3.7%減となります。

利用権設定を行う地区、農業者と面積の内訳は、A3資料1ページ目をご覧ください。

更新を行う地区は、金山 他15地区が対象であり、地主104名の313筆に対し、耕作者が27名となっています。

また、表中央部に記載する年数の欄のとおり、5年間と10年間の利用権設定に分かれています。

A3資料2ページ以降は、農地1筆ごとの面積、所有者など詳細情報となりますので説明を省略させていただきます。

以上です。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

由利委員

契約年数が5年と10年があるのですが、基本的に10年じゃないのですか？

事務局

基本は10年です。ただ、農業者全員が高齢者であると中間管理機構に認めてもらえた場合には5年にしてもらえます。農業者全員が65歳以上の団体や個人の場合です。

議長

他にないようでございますので、採決をしたいと思います。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見につきまして、原案の通り本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第3号については原案の通り決定いたします。

以上で本日の議事は終了致しました。これで農業委員会総会を終了します。

【閉会】午後 時 分

令和 年 月 日

美浜町農業委員会

会 長

議 事 録 署 名 人

7 番

8 番